

いちき串木野市奨学金返還支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、奨学金の返還を支援することにより、大学等を卒業した者が市内に就労することを促進し、若者の市外への流出に歯止めをかけるため、予算の範囲内において補助金を交付するいちき串木野市奨学金返還支援補助金について、いちき串木野市補助金等交付規則（平成17年いちき串木野市規則第48号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、大学院、高等専門学校及び専修学校をいう。
- (2) 市内事業者 本市の区域内に事業所を置き、事業を営む者をいう。
- (3) 正規雇用 雇用期間の定めがなく、社会保険、労災保険及び雇用保険に加入している雇用形態をいう。
- (4) 奨学金等 次に掲げるものをいう。
 - ア 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金
 - イ 公益財団法人鹿児島県育英財団の奨学金
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が認める奨学金等

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当し、かつ、次条に規定する登録を受けた者とする。

- (1) 大学等を卒業（修了を含む。以下同じ。）していること

- (2) 令和5年4月1日以降に市内事業者と正規雇用の契約を結び、本市の区域内の事業所において勤務していること
- (3) 補助対象者の2親等以内の親族が代表者又は取締役等の経営を担う職務を務めている対象事業者との雇用契約ではないこと
- (4) 対象事業者に就職した日（以下「対象事業者就職日」という。）において、本市に住所を有すること（事情により対象事業者就職日から1月以内に本市に転入した場合を含む。）
- (5) 対象事業者就職日において、満30歳に満たないこと
- (6) 大学等の在学期間中に奨学金等を借りていること
- (7) 他の奨学金等の返還補助を受けていないこと
- (8) 国又は地方公共団体の職員でないこと
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと（補助対象者の登録等）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、いちき串木野市奨学金返還支援補助金補助対象者登録申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、補助対象者の登録を受けなければならない。

- (1) 現住所を証する書類
- (2) 奨学金等を貸与する機関が発行する当該奨学金等の貸与を証するもので、返還する金額が記載されているものの写し
- (3) 大学等が発行する卒業の事実が証明できるもの
- (4) 就労証明書（様式第2号）

2 市長は、補助対象者の登録をしたときは、いちき串木野市奨学金返還支援補助金補助対象者登録完了通知書（様式第3号）により、申込者に対して通知するものとする。

3 補助対象者は、登録を受けた内容に変更があったときは、速やかにその内容を市長に申し出なければならない。

4 市長は、補助対象者の登録を受けた者が補助対象者に該当しな

いと認めるときは、当該登録を取り消すものとする。

(補助金の額及び交付期間)

第5条 補助金の額は、第3項に規定する対象経費とし、限度額を24万円とする。

2 前項の補助金の各年度の額の累計額は、1人当たり240万円を超えないものとする。

3 対象経費は、前年度において次の各号のいずれにも該当する期間中に返還した奨学金等の額とする。

(1) 対象事業者と正規雇用の契約を結んでいた日が属する月

(2) 本市に住所を有する日が属する月

4 補助金の交付期間は、補助対象奨学金の返還開始年度の翌年度から10年間を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金を申請する年度(以下「申請年度」という。)の前年度までに第4条第1項の登録を受けた補助対象者は、次に掲げる要件を全て満たす場合において、当該申請年度に補助金の交付申請を行うことができる。

(1) 交付申請日において、補助対象者の登録を受けた日から引き続き本市に住所を有すること。

(2) 交付申請日において対象事業者との正規雇用の契約があること。

(3) 市税等の滞納がないこと。

(4) 第3条第7号から第9号までの各号の要件を満たすこと。

2 前項の要件を満たす補助対象者が、申請年度の補助金の交付を受けようとするときは、申請年度の5月1日から翌年2月末日までにいちき串木野市奨学金返還支援補助金交付申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

(1) 現住所を証する書類

(2) 就労証明書(様式第2号)

(3) 前年度に返還した奨学金等の額が分かるもの

(4) 市税等の滞納のない証明書

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
(補助金の交付決定及び確定の通知)

第7条 規則第4条に規定する補助金等の交付の決定と同時に規則第14条に規定する補助金等の額の確定を行うものとし、いちき串木野市奨学金返還支援補助金交付決定通知及び交付額確定通知書(様式第5号)により行うものとする。

(補助金の交付の請求)

第8条 前条の通知を受けた補助対象者(以下「補助金交付対象者」という。)は、いちき串木野市奨学金返還支援補助金請求書(様式第6号)により、当該補助金の交付を請求することができる。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助金交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

(1) 第3条各号又は第6条第1項各号に定める要件を満たしていないことが判明したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正の行為によって補助金の交付を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるほか、この要綱の規定に違反する行為をしたと認められるとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(雇用契約の特例等)

2 令和5年3月に大学等を卒業し、同月31日までに対象事業者と

雇用契約を結んだ者については、第3条第2号の規定にかかわらず、令和5年4月1日に対象事業者と雇用契約を結んだものとみなす。

(経過措置)

- 3 令和10年3月31日までの間、本市出身者については、第3条第2号の規定にかかわらず、令和5年4月1日以降に県内の事業所と正規雇用の契約を結び、当該事業所において勤務している者も対象とする。